

第950回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 令和3年11月18日(木)午後1時30分

2 招集場所 第一会議室

3 出席者 伊東教育長、齋藤委員、千木良委員、小室委員、小川委員、佐浦委員

4 説明のため出席した者

布田副教育長、遠藤副教育長、安住総務課長、高橋教育企画室長、佐々木福利課長、時枝教職員課長、千葉参事兼義務教育課長、遠藤高校教育課長、菅井特別支援教育課長、熊谷施設整備課長、鈴木参事兼保健体育安全課長、武田生涯学習課長、天野文化財課長 外

5 開 会 午後1時30分

6 第949回教育委員会会議録の承認について

伊東教育長 (委員全員に諮って)承認する。

7 第950回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名、議事日程について

伊東教育長 小室委員及び佐浦委員を指名する。
本日の議事日程は、配布資料のとおり。

8 教育長報告

県立高等学校における物損事故に係る和解について

(説明者：遠藤副教育長)

県立高等学校における物損事故に係る和解について御説明申し上げます。資料は、1ページである。

まず、事故の概要であるが、令和3年5月11日に仙台西高等学校において、生徒がソフトボールの授業中に、運動場で打ったファウルボールが、隣接する同校駐車場に駐車していた相手方車両の運転席側上部に当たり、同車両に損傷を与えたものである。なお、人的損害はなかった。

この事故は、授業中の生徒が原因で発生したものであり、相手方に過失が無いことから、県が相手方に賠償を行うことが妥当であると判断し、相手方損害額の全額である243,670円を支払うこととし、和解が成立したところである。

この和解については、地方自治法第180条第1項の規定により、本年10月14日に副知事による専決処分が行われ、11月議会において当該専決処分の報告をすることとしている。

本事案の発生後は、同様の事案が発生しないよう、細心の注意を払って授業を実施している。

本件については、以上である。

(質 疑) (質 疑 な し)

9 専決処分報告

第381回宮城県議会議案に対する意見について

(説明者：布田副教育長)

第381回宮城県議会議案に対する意見について御説明申し上げます。資料は、1ページから5ページである。

はじめに、資料2ページを御覧願いたい。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、11月1日付けで知事から意見を求められたので、まず、議案の内容について御説明申し上げます。

資料3ページの「第381回宮城県議会提出予算議案」を御覧願いたい。「1 補正予算の概要」であるが、一般会計歳出予算のうち、教育庁関係分として、5,015万8千円を増額計上するものである。

次に、「2 事業の概要」であるが、東日本大震災みやぎこども育英基金に積み立てる令和2年度決算剰余金や、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した県立高等学校の生徒に対して就学支援金相当額を支援するための経費を計上している。

次に、資料3ページから4ページの「3 債務負担行為」であるが、県婦人会館の施設管理運営業務のほか、県美術館の常設展及び企画展や、東北歴史博物館の特別展の開催に係る委託業務などについて、それぞれ必要な期間及び限度額を設定するものである。

次に、資料5ページ「第381回宮城県議会提出予算外議案の概要」を御覧願いたい。条例外議案であるが、議第238号議案は、県婦人会館の指定管理者を指定することについて、また議第241号議案及び議第242号議案の「財産の取得について」は、県立高等学校において使用するCAD/CAMシステム一式及びタブレット端末等一式を取得することについて、それぞれ、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を得ようとするものである。

知事から意見を求められた議案の内容は以上であるが、この照会に対しては、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、11月8日付けで専決処分し、異議のない旨回答したので報告する。

本件については、以上である。

(質 疑) | (質 疑 な し)

10 課長等報告

(1) 令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（宮城県分）等の結果について

(説明者：義務教育課長)

令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(宮城県分)等の結果について御説明申し上げます。資料は、1ページ及び別冊1、別冊2である。

資料1ページを御覧願いたい。はじめに、「1 令和2年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(宮城県分)の結果について」及び「2 令和2年度における宮城県長期欠席状況調査(公立小中学校)の結果について」で、2つの調査の概要について、御説明申し上げます。

「1」の調査については、毎年度文部科学省が主体となり、暴力行為やいじめ及び不登校等の生徒指導上の諸課題について調査したものであり、調査対象は、仙台市を含む国立・公立・私立全ての小・中学校及び高等学校、特別支援学校等となっている。「2」の調査については、本県教育委員会が主体となり、不登校児童生徒について独自に調査したものであり、調査対象は、仙台市を除く県内の全ての公立小・中学校となっている。なお、「1」の調査は、統計法に基づく国の調査であり、統計法第40条に定められた「調査票情報等の利用制限」により、国の公表内容において、県ごとの数値が公表されていないものについては、公表できないこととなっている。

次に、「1」及び「2」の調査結果について、それぞれ別冊1、別冊2で御報告する。まず、別冊1の1ページ「1 調査の趣旨」及び「2 調査対象期間」については、記載のとおりである。「3 調査対象」については、先程御説明したとおり、国立、公立、私立の小・中学校・高等学校・特別支援学校・義務教育学校・中等教育学校に在籍する児童生徒である。つまり、仙台市を含む県全体が対象となる。

「4 調査結果の概要」の「(1) 暴力行為」を御覧願いたい。ここでいう暴力行為とは、児童生徒が故意に目に見える物理的な力を加える行為とされており、本調査では、怪我が無い場合や、物を壊した場合等も計上している。また、暴力行為の発生件数については、一人の児童生徒が暴力行為を複数回起こした場合、その都度、件数としてカウントすることになっている。「①発生件数」は小・中・高等学校合わせて2,001件、児童生徒1,000人当たりの発生件数は前年度から0.9件減少し、8.5件で、全国平均値より3.4件上回っている。また、表のように、小・中・高等学校全ての校種で前年度から減少している。

次に、2ページの「②形態別発生状況」を御覧願いたい。小・中学校とも生徒間暴力が減少し、対教師暴力は増加している。新型コロナウイルス感染症の感染防止のためのソーシャルディスタンスを励行した

ことにより、児童生徒間の接触機会が減ったため生徒間暴力は減少し、感染防止の指導等で関わりの多くなった教師に対する暴力が増加したのではないかと推察している。特定の児童生徒が感情を抑えられず、何度も繰り返し教員等に当たってしまうケースも報告されており、県内の至る所で暴力行為が頻発しているという状況ではない。高等学校については、対教師暴力及び対人暴力が前年度並みで、生徒間暴力、器物損壊が減少している。

次に、「(2)いじめ」の「①いじめ認知件数」を御覧願いたい。小・中・高等学校、特別支援学校の全ての校種において、いじめ認知件数は、前年度より減少しているが、児童生徒1,000人当たりの認知件数は、54.2件で、全国平均値39.7件を14.5件上回っている。「②いじめの解消率」については、4つの校種を合わせた数値は80.6%であり、全国の77.4%と比較すると3.2%高くなっている。

また、今回の調査から、いじめ重大事態の都道府県別発生件数等も公表された。いじめ重大事態とは、いじめ防止対策推進法第28条に規定されているものであり、いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるものを第1号重大事態、いじめにより児童等が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるものを第2号重大事態としている。我が県では、小・中・高等学校、特別支援学校のいじめ重大事態の発生件数は19件で、うち1号が3件、2号が17件である。1号・2号の重複が1件あるので、それぞれに計上している。また、1,000人当たりの発生件数は、0.08件となっている。重大事態については、「疑い」が生じた段階で調査を開始すべきものであるため、今回報告している発生件数は、法に基づき調査すべきものを適切に調査した結果と言える。

今後とも積極的ないじめの認知を進めるとともに、中・長期的な視点で、被害者・加害者双方への丁寧で寄り添った対応を重視するよう市町村教育委員会及び学校に促していく。

次に、3ページの「(3)小・中・高等学校の長期欠席(不登校等)」を御覧願いたい。今回の調査では、長期欠席の定義が変わり、これまでは「欠席日数」が30日以上となったところで長期欠席としていたが、今回は「欠席日数」と「出席停止・忌引き等の日数」の合計が30日以上で長期欠席と見なしている。これは、「新型コロナウイルスの感染回避」による出席停止が追加されたことによるもので、このことにより、長期欠席の数は前年度より増加している。そのうち、不登校児童生徒数は、小・中学校とも全国値と比較すると、依然として高い水準で推移しているが、中学校は前年度から減少に転じている。

ここで、別冊2の1ページを御覧願いたい。小・中学校における不登校について、「宮城県長期欠席状況調査」の結果を御説明申し上げる。

「1 調査の趣旨」から「4 回答方法」までは、記載のとおりである。「5 調査結果の概要」の「(1)長期欠席の概要について」は、枠囲みの記載のとおり、小学校で33人増加し、中学校で31人減少している。不登校は、小学校で18人の増加、中学校で60人の減少となり、中学校においては、震災後の平成23年度以降、初めての減少となった。これまで取り組んできた不登校の未然防止や、学校内外の不登校支援の充実が、一定の効果となって表れてきているものと捉えている。

2ページを御覧願いたい。「6 不登校児童生徒の状況について」の「(1)令和2年度における不登校児童生徒の状況について」であるが、①のグラフのとおり、不登校児童生徒は、学年が上がるにつれて増加し、中学1年で急増している。

3ページを御覧願いたい。下の枠囲みに示したとおり、不登校のきっかけは、小学校では「気力がわからない」や「親子の関わり方」、「不安などの情緒的混乱」が多く、中学校では「気力がわからない」や「友人関係」、「学業の不振」が多くなっている。不登校の継続要因は、小学校では、主に「家庭の状況」「生活習慣の乱れ」等が多く、中学校では「気力がわかずなんとなく登校しない」「登校に不安」等が多くなっている。

次に、4ページを御覧願いたい。「(2)家庭での過ごし方」については、平日の昼間に家庭でどのような過ごし方をしているのかを調べるために、今回新たに調査項目に加えたものである。「インターネット、スマートフォン」が小学校で54%、中学校で68.1%となり、大部分を占めていることが分かった。また、「寝ている」という回答が、小・中学校ともに25%程度となり、昼夜逆転の傾向もうかがえる。この結果から、不登校支援においては、家庭の理解と協力を得ながら、生活習慣の改善を図ることが重要で

あると捉えている。

5 ページからは、教育機会確保法の趣旨を踏まえ、昨年度から調査項目に加えたものであり、今年度は選択肢等を見直し、より実態を反映できるようにした。「(3) 不登校児童生徒に対するアセスメントについて」であるが、小・中学校ともアセスメントに基づいた支援計画を立てた指導が5割を超え、昨年度に比べ4割程度だった値が大きく増えている。不登校支援にとって、専門家によるアセスメントに基づく個別の支援計画を立てた指導は非常に重要であり、引き続き各市町村教育委員会を通じ、各学校に働き掛けていく。

7 ページを御覧願いたい。「(4) 学校における他機関等との連携について」であるが、小・中学校とも、8割程度の不登校児童生徒について外部の機関と関わっていることが分かった。

8 ページを御覧願いたい。「(5) 教育機会確保法に基づく、多様な教育機会の確保について」では、学校が把握している範囲であるが、小学校で75.8%、中学校で79.2%の児童生徒が、教育機会の確保ができていたとの結果で、昨年度より増加している。教育機会の確保がされていない児童生徒については、学校や支援機関が電話連絡や家庭訪問等の対応をしているところである。

本調査の結果から、不登校児童生徒に対しては、専門家を交えたアセスメントを充実させるとともに、外部機関との連携を図り、全ての不登校児童生徒が引きこもることなく、それぞれの居場所や学びの機会を確保できるよう努める必要があると考えている。なお、本調査の詳細分析は、宮城教育大学の協力を受けながら進めているところである。別冊2については、以上である。

別冊1の4ページにお戻り願いたい。上の表「(3) 高等学校の長期欠席(不登校等)」及び「(4) 高等学校の中途退学」を御覧願いたい。不登校出現率及び中途退学率ともに、全国の数値と比べると高い数値ではあるが、前年度から減少している。

最後に、「5 県教委としての対応」である。5 ページを御覧願いたい。「(1) 暴力行為」については、生徒指導支援事業における教員や支援員の配置のほか、宮城県警察によるスクールサポーター制度の活用促進、学校と警察の連携強化を図り、暴力行為の予防に努めていく。

次に、「(2) いじめ」については、その深刻化を防ぐため、積極的に認知し、適切に対応を行うことが重要であるという考え方が、市町村教育委員会・学校をはじめ、社会的に一定程度定着してきていると考えている。我が県では、こうした考え方のもと、各学校で積極的な認知に努めているため、児童生徒1,000人当たりの認知件数が全国と比べて高い水準にあるが、今後とも日常的に注意深く観察を継続しながら、いじめが起りにくい環境づくりと早期発見、そして、児童生徒による主体的ないじめ未然防止の取組の充実に努めていく。

次に、「(3) 不登校」については、出現率が依然として高い状況であるが、中学校・高等学校で前年度より減少しており、特に中学校においては、全国で不登校生徒数が増加している中、減少に転じた。不登校支援においては、教育機会確保法の趣旨を踏まえ、「どこにいても、誰かとつながっている」ことをコンセプトに、児童生徒の将来の自立に向けた支援の充実を図っているところである。一人一人の特性や状況等を把握した上で支援することが重要であることから、アセスメントに基づく個別の支援計画に沿って支援に当たるなど、組織的・計画的な取組を充実させるようさらに働き掛けていく。また、昨年度から取り組んでいる「不登校等児童生徒学び支援教室充実事業」の実施や、フリースクール等民間団体との連携強化を図り、多様な学びの機会の確保に向けた取組をさらに進めていく。高等学校においては、東日本大震災時に幼稚園や小学校低学年だった生徒が入学しており、新型コロナウイルス感染症の影響にも配慮しながら、幼保・小・中学校と連携した心のケアを継続して行う必要があると考えている。加えて、問題行動・不登校等の未然防止及び早期発見に対応できるよう、引き続き、生徒指導体制や教育相談体制の充実を図っていく。さらに、高校入試制度では、不登校等により学習の成果が評定に表れなかった生徒を多面的に捉え、選抜できる仕組みを設けている。

今後も、調査結果の分析を共有しながら、市町村教育委員会や関係部局、民間施設等との連携を密にし、不登校や問題行動等への対応を推進し、諸課題の解決に努めていく。

本件については、以上である。

(質 疑)

- 千木良委員 別冊2の7ページについて質問したい。「(4)学校における他機関等との連携について」において、一定程度「連携していない」との回答があったようだが、連携できない理由について、御家庭の方で連携を望んでいない場合を除いて把握しているものがあれば教えていただきたい。
- 義務教育課長 正確なところは把握していないが、委員御指摘のとおり、御家庭の協力が得にくいケースのほか、子供の状況がそれほど深刻ではなく、学校内で対応可能と判断したケースも考えられる。そういった部分を含め、詳細については分析を進めているところである。
- 千木良委員 他機関等との連携を不要と捉えるには、学校内で子供の状況を分析したり評価したりする力が一定程度必要になるし、そういったスキルが今後ますます重要になると思う。
- 小川委員 調査項目の精査や学校現場の視察を通じて実態を把握することができるようになったことで、この問題の難しさを感じた一方、解決への方向性やこれまでの取組の成果等も見えてきたように感じた。別冊1の5ページに関連してだが、特に不登校の部分に関しては、教員だけでなく保護者や子供たちを含めて学校全体で対応する体制が最も重要である。先日の現場視察で、休み時間になると学び支援教室にたくさんの子供たちが遊びに来ている様子を見て、子供たちも課題を共有できており素晴らしいと感じた。教員だけでできることには限界があるが、子供たち一人ひとりが自分に何ができるかを考えて行動し、更にそこに保護者も加わることで様々な解決方法の中からその子に合ったものを見いだせるのではないかと思う。やはり、学校全体で課題を共有し、一人ひとりが課題解決のために何ができるのかを考えるような全体のマネジメントが必要だと思う。同時に、地域全体で同様に課題を共有し、解決に向けて何ができるかを考えていく機会も必要である。現場視察の中では、全ての教員が課題を認識し個々のケースにも対応してくれるように変わってきたし、子供たちも行動に移してくれるようになったという説明もあり、これが解決に向けた最初の処方箋になるのではないかと思う。集団が苦手な子、保健室登校は可能な子、外部機関の支援があれば登校可能な子など、不登校にも様々なケースがあると思うが、学校全体で課題解決に向けて何ができるかを考え行動し、それを地域にも広げていくということができれば、個々のケースにもきめ細やかに対応していけるようになるし、こういったことが今後の対応のいちばん最初に据えられるべきだと感じた。
- 義務教育課長 委員御指摘のとおり、子供たちを含めた学校全体、そして地域社会全体で不登校の子供に対する理解を深めていくことが大切であり、県教委としての捉え方や対応の示し方についてはその点を反映できるよう検討していきたい。また、学校全体のマネジメントが重要というお話もあったが、来年度以降も学び支援教室を展開する学校にあっては、この点を年度内に校長先生や市町村教育委員会に理解していただき、人事異動があっても学校全体でその認識を共有できるようにしてまいりたい。
- 小川委員 そうすると、学校全体で共有するためにはじめに何をしたのか、子供たちにはどのように説明をしたのか、保護者にはどうだったかなどをインタビュー等で把握していき、マネジメントの具体的なアプローチの手順を明確にした上で他の学校や市町村に広げていくことが必要である。また、「行きたくなる学校づくり」のコンセプトは正しいと思うが、抽象的な概念でありどう解釈して落とし込んでいかは現場任せになってしまうため、結局は従来と変わらない形になってしまう可能性もある。成功事例における学校全体で共有していくためのプロセスなどを具体的に示して模倣していく方が効率的だと思う。
- 千木良委員 保護者の中には、子供が不登校であることを伏せておきたい方も少なくないため、協力を得るのが難しい部分もあると思う。実際に私の病院に来る子供の中にも、不登校であることを保護者が相談してくるケースがある一方、全くそういった話はないが診察の中でももしかしたらと感じて学校に問い合わせるなどした結果、その子の状態が把握

できるケースもある。保護者の協力を得ながら学校全体で支援していくに当たって、どのように進めるのが効果的かということは一概には言えないと思うが、成功している学校から情報を得ていくことが重要だと思う。

伊 東 教 育 長

来年度に向けて様々な事業を強化していきたいと考えているが、単にこの事業に取り組む学校が増えるだけではなく、本当に大事なことは何かということをしっかり理解した上で広がっていくことが重要である。その際、例えば保護者との関係づくりや、学校全体で取り組むための具体的なプロセスなどについては、先進的に取り組んでいる学校の経験が活かせると思うので、しっかり整理して来年度の事業に繋げてまいりたい。

(2) 令和3年度公立高等学校「みやぎ学力状況調査」の結果について

(説明者：高校教育課長)

令和3年度公立高等学校「みやぎ学力状況調査」の結果について御説明申し上げます。資料は、2ページ及び別冊である。

はじめに、資料2ページを御覧願いたい。「1から4」は、実施概要である。7月上旬に、通信制を除く、県内全ての公立高等学校の2年生を対象とした国語、数学、英語の3教科の学力状況に関する調査と、1・2年生を対象とした学習状況等に関する調査を実施している。学力状況調査については、共通問題のほかに、基礎・基本の定着を確認するA問題と、応用・発展まで幅広く見るB問題を学校ごとに選択して実施している。

「5 学力状況調査結果の概要」には、結果から見えた課題についてまとめている。国語、数学の2教科については基礎的・基本的な内容の定着に課題が見られた。英語については、基本的な内容の理解はみられるものの、高校で学習する文法や語彙の一部に未定着な部分が見られた。また3教科とも、問題の全体的な概要を把握したり、知識を活用して課題を解決したりする力が不足しているという結果となった。

次に、調査結果の詳細について、別冊を用いて御説明申し上げます。別冊2ページを御覧願いたい。3教科の概況と、共通問題正答率について示している。図1のグラフを御覧願いたい。正答率の分布については、英語では正答率が大幅に低下し、分布も30～40%にピークがきており、数学では、広い範囲にほぼ均一に分布している結果となり、高校での学びにも十分に対応できている生徒がいる一方で、特に義務教育段階における基礎的な知識や技能の理解や定着が不十分なまま、高校の学習に臨んでいる生徒も同程度にすることが分かる結果となった。各高校では、それぞれの生徒の実態に応じて、義務教育段階の学習内容について学び直しの時間を設けるなどの工夫を行っているところであるが、今後とも丁寧な指導が必要であると考えている。

次に、学習状況等に関する調査から生徒の学習状況等について御説明申し上げます。別冊5ページを御覧願いたい。「2(1) 学校の授業の内容がどの程度理解できるか」については、「理解できている」生徒の割合は、ここ数年増加傾向にあったが、今年の2年生は昨年度の2年生と比較して「理解できている」と回答した生徒の割合が若干減少した。

別冊6ページを御覧願いたい。「3(1) 学習目標の提示や振り返りが行われている」授業ほど、生徒の授業理解度が高い傾向にある。

別冊7ページ「4(2) 授業中の意見発表や話し合い活動と授業理解度」では、授業中に意見発表や話し合いが行われている授業ほど、生徒の授業理解度が高く、平均正答率も高い傾向があるということが示されている。

別冊8ページ「5(2) 課題発見・解決型の学習活動と授業理解度」では、授業中に課題を見つけたり、解決したりする活動がある授業ほど、生徒の授業理解度が高く、平均正答率も高い傾向があるという結果になっている。

別冊9ページ「6 平日の家庭学習時間」については、1, 2年生ともに、2時間以上家庭学習時間を確保している生徒の割合が、昨年度よりも減少している。

別冊14ページ「11(1) 平日にスマートフォン等を勉強以外に使用する時間」に関する調査では、1, 2年生ともに「2時間以上」という生徒が7割、「3時間以上」という生徒は4割を超えている。

別冊15ページ「11(3)スマートフォン等の使用時間と正答率」では、使用時間が2時間を超えている生徒の平均正答率が、使用時間が長くなるにしたがって顕著に低下しているという結果となっている。

これらの結果を踏まえ県教育委員会としては、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や、学び直しの充実、個に応じた指導の工夫などを促すとともに、探究型学習を推進することで生徒の学習意欲を高め、学力の向上に努めていく。また、スマートフォンの長時間の使用が生徒の学習活動や家庭生活に大きな影響を与えていると考えられることから、家庭とも連携しながらスマートフォン等のより望ましい使用方法について考えさせるとともに、これらのデータをもとに生徒自身に自らの生活を振り返ることを促し、生徒の自己教育力の育成を図っていきたいと考えている。

今後も本調査を継続し、引き続き生徒の実態把握に努めて情報発信をするとともに、具体的な授業改善につながる取組等を推進するよう促していく。

本件については、以上である。

(質 疑)

小 川 委 員

別冊の8ページで、授業中に課題を見つけたり解決したりする時間があると生徒の理解度が高まるという点はなるほどと感じた。やはり自分にとって興味がある課題は何かということを理解し、勉強したことがその解決に繋がっているということが実感できれば、勉強が面白くなるのだと思う。例えば海外の方と話すとき、伝えたいことがあっても英語ではほとんど伝えられない悔しさを感じたことで英語の勉強に熱心に取り組むようになることもあると思う。課題をどのように見つけてもらうか、そのための投げかけをどう企画していくかと同時にどのように勉強と関連づけて学習を進めていくかという構造を考えていかなければならない。これは志教育にも関係するものであるし、今後、志教育をどうしていくのかという課題にも繋がっていくと思うが、どのように考えているか。

高 校 教 育 課 長

志教育と普段の教科学習をどう関連させていくかということについては難しいところもあるが、別冊の17ページ3(1)から(3)の志教育に関する調査結果において肯定的な回答が多いことから、これまでの取組の中で一定程度の成果は出ているものと認識している。ただ、今回の調査で懸念されることとして、別冊の18ページ(2)にあるとおり、「自分の個性や適性が、学校や社会でどのように生かせるかをイメージできている」において肯定的な回答が約40%と非常に低いことが挙げられる。新型コロナウイルスの影響があるのかは不明だが、これまで自分が学校の中で培ってきた能力を、社会に出たときにどう生かせるかイメージを持っていない子供が多いという結果であるため、新型コロナウイルスがある程度落ち着いた際には、学校外の方と関わりを持つ中で、自分が社会のどのような場面で力を発揮したいのかを考えていけるようになれば、学習意欲の向上にも結びついてくると思う。さらには、委員御指摘のとおり日頃の学習とも結びついていくことで、その大切さにも気づくことができるのだと思う。そういったことから、この設問における肯定的な回答の数値を伸ばしていけるような対策を進めてまいりたい。

千 木 良 委 員

別冊18ページ(2)(3)の回答状況を見て、今の子供たちはこのように感じているのだなと思うと同時に、これは不登校とも関連する内容ではないかとも感じた。自分の適性や個性が学校や社会に合わないことで生じる迷いや不安によって、不登校等になってしまうこともあると思う。

高 校 教 育 課 長

そのような視点からこの結果を捉えてはいなかったが、おっしゃるとおり学校で自分の居場所が見つけられなかったり、様々な活動の中で自己効力感等が感じられなかったりすると、集団から離れていってしまうことはあると思う。そのためにも、学校内での活動だけではなく、地域等と連携した学校外での活動において様々な役割を果たしていくことを通じて自己効力感を高められるようにすることが重要と感じた。

小 川 委 員

私は、別冊18ページ(2)については、子供たちが正直に答えているなと感じた。

私も大学生に同じような質問をするが、自分の適性や能力を理解していると答える学生は少ない。これは言い換えると「伸びしろがある」「成長の余地がある」ということであり、新しい自分を見いだしていく喜びや新しい自分と出会うチャンスがあるとポジティブに捉えることもできる。そのため、志教育の活動を通じてこの結果がどのように変化していくのかを見ていくことで、どのような活動が効果的なのかヒントを得られるのではないかと思う。

齋藤委員

同じく別冊18ページ(2)の結果については、小川委員の話にもあるとおり、これが今の子供たちの本当の姿と捉えて良いと思う。子供たちは迷いの中にいるし、大人でさえ将来が見通せない状況にあることを考えると、子供たちがこのように答えるのは自然なことだと思う。制度上、我々は子供たちを年齢で区分してしまっているが、学校現場を離れたことで、子供たちの成長速度にはかなりばらつきがあって、同じ年齢であっても感じ方や考え方が同じとは限らないということ強く感じた。教育に携わる大人が、子供たちを年齢だけで区分するのはそろそろ改めたほうがよいし、学校現場もその認識をきちんと持つべきだとも思う。先ほどの不登校の話にも関わるが、同じであることを求める学校というものの中に、全く異なる成長を遂げている子供たちが入って何かしらのズレが生じてしまい、しかも大人たちはそのズレを理解できていなかったという構造が不登校を生んだ一因だったのかもしれない。調査する側にとっては、理想に近い結果が出る方が良いだろうが、逆にこの結果を受けて、子供たちのありのままの姿を大人側がきちんと認識することが重要と感じる。時代の変化が激しいだけに、我々大人も柔軟に適応できるようにしたいと思うし、それは大人が子供たちの実態を一生懸命に受け取ろうと努力することでしか実現できないと思う。調査をすることは大事だが、それ以上に、調査結果をどう読み取っていくのかということが重要である。

高校教育課長

我々はどうしても結果が良いか悪いかで捉えてしまいがちだが、委員御指摘のとおり、多様な捉え方が必要だと感じた。今後はそういった視点を持った上で結果の分析等を進め、校長会議等で周知をしていく際には、ただ今いただいた御意見も含めて伝えてまいりたい。

(3) 令和4年度県立中学校入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症等への対応について

(説明者：高校教育課長)

令和4年度県立中学校入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症への対応について御説明申し上げます。資料3ページから5ページである。

はじめに、資料3ページを御覧願いたい。「1 受検生本人が新型コロナウイルス感染症に罹患又は濃厚接触者に特定された場合」についてであるが、学力検査前日時点で退院又は待機解除されていない感染症罹患者及び①に該当する濃厚接触者は、受検できず、特例措置として調査書による選抜を行う。また、②の項目全てに該当する濃厚接触者は、別室で受検できることとする。なお、資料5ページには、受検可能な濃厚接触者が受検する際に用いる「健康状態チェックリスト」を掲載しているので、後ほど御覧願いたい。

次に、「2 受検生本人が新型コロナウイルス感染症に罹患又は濃厚接触者に特定されていない場合」について、その対応をまとめている。受検者に発熱症状等がない場合は検査を受検できることとしているが、周囲に感染者等が確認されていることによる受検者の精神的不安にも配慮して、小学校長からの申請により別室受検を認めることとしている。

次に、資料4ページを御覧願いたい。「3 調査書による選抜(特例措置)又は別室受検の申請について」には、申請の手続についてまとめている。

「4 検査会場となる県立中学校・高等学校における対応について」であるが、受検会場である県立中学校・高等学校において、生徒及び教職員に感染者が出た場合には、検査会場の消毒等の対応が必要となることも想定されることから、不測の事態にも対応するため、検査前日の1月7日(金)を臨時休業とす

ることとした。

「5 円滑な県立中学校入学者選抜の実施に向けた対応について」は、資料のとおりである。

「6 その他」についてであるが、(1)にあるように、調査書の取扱については、出席日数や学習評価の内容、諸活動の記録等により受検者が不利益を被ることのないよう配慮することとしている。

これらの新型コロナウイルス感染症への対応については、昨年度と同様の対応である。今後、小学校及び県立中学校に通知するとともに、受検者をはじめ、保護者・小学校関係者等に情報提供しながら、受検者が不安を抱くことのないよう、十分配慮していく。なお、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、更なる対応や配慮事項等の検討も行っていく。

本件については、以上である。

(質 疑) | (質 疑 な し)

1 1 資料（配布のみ）

(1) 教育庁関連情報一覧

(2) 令和4年度(令和3年度実施)宮城県公立学校教員採用候補者選考の実施概要及び選考結果について

(3) 令和4年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況（10月末現在）

(4) 令和4年度宮城県立特別支援学校 幼稚部・高等部・専攻科選考 宮城県特別支援学校高等学園入学者選考

1 2 次回教育委員会の開催日程について

伊 東 教 育 長 | 次回の定例会は、令和3年12月20日（月）午後1時30分から開会する。

1 3 閉 会 午後2時40分

令和3年12月20日

署名委員

署名委員